

四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 8 号

四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 5 1 年四日市市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)	
第 4 条 次の表の (ア) 欄に掲げる地域内において、(イ) 欄に掲げる面積が (ウ) 欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ) 欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ (オ) 欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値 ((カ) 欄に規定する延べ面積が 6, 0 0 0 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に (カ) 欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。) の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域内において、鉄道駅等からの距離その他の事情を総合的に考慮して駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物については、この限りでない。	
(略)	
(イ)	特定用途 <u>(共同住宅を除く。)</u> に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び非特定用途 (特定用途以外の用途をいう。以下同じ。)</u> に供する部分の床面積に 1 / 2 を乗じて得たものとの合計
(略)	
(エ)	特定用途 <u>(共同住宅を除く。)</u> <u>共同住宅及び非特定用途</u>

	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分	市長が別に定める区域における <u>共同住宅及び非特定用途に供する部分</u>	<u>共同住宅及び非特定用途</u> （左記の区域における <u>共同住宅及び非特定用途に供する部分</u> を除く。）に供する部分
(略)					

改正前			
（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）			
<p>第4条 次の表の（ア）欄に掲げる地域内において、（イ）欄に掲げる面積が（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域内において、鉄道駅等からの距離その他の事情を総合的に考慮して駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物については、この限りでない。</p>			
(略)			
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計		
(略)			
(エ)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 特定用途 <u>（法第20条第1項に規定する用途）</u> </td> <td style="width: 50%;"> 非特定用途 <u>（特定用途以外の用途）</u> </td> </tr> </table>	特定用途 <u>（法第20条第1項に規定する用途）</u>	非特定用途 <u>（特定用途以外の用途）</u>
特定用途 <u>（法第20条第1項に規定する用途）</u>	非特定用途 <u>（特定用途以外の用途）</u>		

	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分	市長が別に定める区域における非特定用途に供する部分	非特定用途（左記の区域における非特定用途に供する部分を除く。）に供する部分
(略)					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)

